

基礎研 レポート

IFRS 第 17 号(保険契約)の修正 ED に対する関係者の意見等の動向

常務取締役 保険研究部 研究理事
ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一
TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1 はじめに

保険契約のための新たな国際的な会計基準である「IFRS 第 17 号 (保険契約)」については、IASB (International Accounting Standards Board : 国際会計基準審議会) が、2017 年 5 月 18 日に基準の最終案を公表し、「2021 年 1 月 1 日以降に開始する期間」からの適用を求めている。

ただし、これに対して、各国の保険業界団体等から、その適用スケジュールがかなり厳しいとの意見が発出され、さらには、基準そのものに対する問題点も指摘され、各種の懸念事項が提起されてきた。こうした動きを受けて、IASB も 2018 年 10 月 24 日から IFRS 第 17 号の見直しに関する議論をスタートして、これらの意見に対する対応等を協議してきた。

その協議の結果として、IASB は 2019 年 6 月 26 日に、公開協議のための「IFRS 第 17 号 (保険契約) の修正」とする ED (Exposure Draft : 公開草案)¹を公表した。この ED の概要及び関係者の初期反応等については、基礎研レポート「[IFRS 第 17 号\(保険契約\)の修正に関する ED の公表について - ED の概要及び関係者の初期反応等 -](#)」(2019.8.6) (以下、「前回のレポート」という)で報告した。

この ED に対する協議期間は 90 日間で、コメントは 2019 年 9 月 25 日までに求められていたが、今回、この協議期間の終了を受けて、関係者等から、コメント内容のリリース等が行われている。

今回のレポートでは、こうした「IFRS 第 17 号 (保険契約) の修正」に関する ED に対する関係者の意見等について報告する。併せて、昨今の IFRS 第 17 号を巡る動きの中から、オーストラリアとカナダの保険監督当局における動きについて報告する。

¹ 基準

<https://www.ifrs.org/-/media/project/amendments-to-ifrs-17/ed-amendments-to-ifrs-17.pdf> (英語)

<https://www.ifrs.org/-/media/project/amendments-to-ifrs-17/ed-amendments-to-ifrs-17-jp.pdf> (日本語)

結論の根拠 :

<https://www.ifrs.org/-/media/project/amendments-to-ifrs-17/ed-amendments-to-ifrs-17-basis-for-conclusions.pdf> (英語)

<https://www.ifrs.org/-/media/project/amendments-to-ifrs-17/ed-amendments-to-ifrs-17-basis-for-conclusions-jp.pdf>
(日本語)

2—今回の修正 ED のポイント

まずは、今回の修正 ED のポイントについて、[前回のレポート](#)の内容を繰り返しておく。

ED において、以下の 8 つのトピック（(i) 軽微な修正を除く）に関して、IFRS 第 17 号への的を絞った修正を提案している。以下の内容は、ED 及び IASB が公表している「Snapshot: Amendments to IFRS 17」²に基づいている。

(a) 適用範囲の除外

保険契約の定義を満たすクレジットカード契約及びローン契約の取扱いについて、以下の通りとする。

- ・特定の要件（会社が顧客との契約の価格設定において、個々の顧客に関連した保険リスクの評価を反映していない場合）を満たすクレジットカード契約について、IFRS 第 17 号の適用範囲から除外し、IFRS 第 9 号を適用する。
- ・特定の要件（死亡免除付ローンのように、保険事故の補償が契約者の義務を解消するために要求される金額に限定されている場合）を満たすローン契約について、IFRS 第 17 号又は IFRS 第 9 号のいずれかを適用することができる。

(b) 契約獲得キャッシュ・フロー

いくらかの契約獲得費用を予想される将来の更新に配分する。結果として損失の発生する契約が減少し、契約獲得費用のための資産が増加することになる。

- ・（ブローカーに支払われる手数料のような）契約獲得キャッシュ・フローに関連する更新後の契約にも配分する。
- ・会社が更新後の契約を認識するまで、これらの契約獲得キャッシュ・フローを資産として計上する。
- ・会社が更新後の契約を認識するまで、報告期間毎に当該資産の回収可能性を評価する。
- ・財務諸表の注記に、以下の情報の開示を要求する。
 - ・期首から期末における当該資産の異動
 - ・当該資産の認識中止や更新後の保険契約グループの測定に含める時期に関する情報
 - ・減損損失の認識やその取消を異動表で区分して開示

(c) 投資リターンサービス及び投資関連サービスに起因する契約上のサービスマージン（CSM）

一部の契約について、収益認識と投資サービスの提供との整合性を高める。

- ・一般的な測定モデルにおける保険収益の認識は、保険カバーだけでなく、投資リターンサービス及び投資関連サービスに起因する契約上のサービスマージン（CSM）も含めて考慮する。
- ・財務諸表の注記に、以下の情報に関する開示を要求する。
 - ・保険料配分アプローチが適用される以外の保険契約について、将来の損益における報告期間末の CSM を定量的に開示する（現在の IFRS 第 17 号で認められていた定性的な開示のみを行う

² <https://www.ifrs.org/-/media/project/amendments-to-ifrs-17/ed-amendments-to-ifrs-17-snapshot.pdf?la=en>

選択肢は削除)

- ・ 保険カバー及び投資リターンサービス及び投資関連サービスが提供する便益の相対的ウェイトを決定するために採用した判断

(d) 保有再保険契約

元受契約の発行前又は同時に発行されている比例再保険契約について、基礎となる元受契約が不利な契約である場合に、対応する再保険契約の利得を直ちに認識することで、会計上のミスマッチを軽減する。

当初認識時に不利な元受契約の損失を認識している場合で、対応する再保険契約が、以下の条件を満たしている場合に、この再保険契約の利得を認識する。

- ・ 元受契約の保険金を比例的にカバーする（即ち、保険金の固定された割合を回収する）
- ・ 不利な元受契約が発行される前又は同時に発行された

(e) 財政状態計算書への表示

会社が、保険契約のグループではなく、保険契約のポートフォリオを使用して決定されるレベルで、保険契約の資産及び負債を財政状態計算書に表示することを要求する（簡素化）。

(f) リスク軽減オプションの適用

会社が金融リスクを軽減するために再保険契約を使用する場合に適用できるように、リスク軽減オプションを拡張して、会計上のミスマッチを軽減する。

直接連動有配当契約の金融リスクを軽減するために再保険契約を使用する場合にリスク軽減オプションを使用することが認められる。

(g) IFRS 第 17 号及び IFRS 第 4 号における IFRS 第 9 号「金融商品」の一時的免除の発効日

IFRS 第 17 号の発効日を 2021 年から 2022 年（1 月 1 日以降に開始する事業年度）に 1 年延期し、（一定の条件を満たす保険会社等に認められている）既存の IFRS 第 4 号における IFRS 第 9 号「金融商品」の発効日も 2021 年から 2022 年に 1 年延期する。

(h) 移行措置の変更及び救済

基準を初めて適用する時に、会社を使用する 3 つの簡便化のオプションを追加する。

① 企業結合

- ・ 修正遡及アプローチが認められる場合や公正価値アプローチの適用において、会社は、企業結合により取得した保険金支払負債を残存カバーに対する負債ではなく、発生保険金に対する負債として、分類することができる。

② 移行日からのリスク軽減

会社がオプションを適用する日又はそれ以前にリスク軽減関係を指定した場合に限り、会社は移行日以降に将来に向かって B115 項のリスク軽減オプションを適用することができる。

③ リスク軽減と公正価値アプローチ

直接連動有配当保険契約のグループに対して、以下の要件を満たす場合に、公正価値アプローチの適用を選択することができる。

- ・ 移行日から将来に向かって、リスク軽減オプションを保険契約グループに適用することを選択

する。

- ・移行日までに、保険契約のグループから生じる金融リスクを軽減するためにデリバティブ又は再保険契約を使用していた。

(i) 軽微な修正

IASBは、IFRS第17号の起草が審議会の意図する結果を達成しないいくつかの事例に対処するための軽微な修正を提案している。この中には、例えば「投資要素の定義の明確化」等が含まれている。

3—今回の修正 ED に対する EFRAG (欧州財務報告諮問グループ) の意見

欧州の会計基準設定において重要な位置付けを有している EFRAG (European Financial Reporting Advisory Group : 欧州財務報告諮問グループ) は、IASB の IFRS 第 17 号の修正に関する公開草案 ED に対応して、2019 年 7 月 15 日に、コメントレターの草案を公表し、その提案に関する関係者の意見を求めていた。このドラフトコメントレターへの意見は 9 月 2 日締切りとなっていたが、これを踏まえて、9 月 24 日に最終コメントを公表³している。

1 | 最終コメントのポイント

最終コメントレターのポイントは、以下の通りである。

- ・ EFRAG は、提案された多くの変更を支持する。
- ・ EFRAG は 2022 年 1 月 1 日を発効日とすることに同意しない。 EFRAG は、早期適用を許容した上での、2023 年 1 月 1 日が現実的な発効日であると考えている。
- ・ EFRAG は、IASB が以下の 2 つの問題をさらに検討する必要があると考えている。

①年次コホート要件により、一部のファクト・パターンで不要なコストが発生すると考えている。

EFRAG は、集約要件のレベルとその経済的特性の報告目標を反映して、IASB がそれらに適切なソリューションの開発を検討することを推奨する。

②修正遡及アプローチを適用する際に作成者が直面する実施上の課題を引き続き懸念しており、IASB が最終基準の本文で、不足している情報を概算するために必要なものを含め、推定の使用が許可されていることを確認することを奨励する。

なお、これらの指摘事項の内容については、基本的には[前回のレポート](#)の内容と変わっていないので、[前回のレポート](#)を参照していただくことにして、このレポートでは繰り返さない。

2 | 最終コメントレターの具体的内容

最終コメントレターに関するリリース内容によれば、以下の通りとなっている。

³ EFRAG の Web サイト

<http://www.efrag.org/News/Project-386/EFRAGs-final-comment-letter-on-the-IASBs-ED20194-Amendments-to-IFRS-17>

最終コメントレター

<http://efrag-website.azurewebsites.net/Assets/Download?assetUrl=/sites/webpublishing/Project%20Documents/289/EFRAG%20final%20comment%20letter%20on%20IASB%20ED-2019-4%20Amendments%20to%20IFRS%2017.pdf>

EFRAG は、2018 年 9 月 3 日のレター⁴で特定されたトピックの検討に対して感謝を表明する。しかし、EFRAG は、以下の問題がさらなる検討を必要とすると考える。

- EFRAG は、IFRS 第 17 号の集約要件のレベルに関する IASB の報告目標に同意し、年次コホート要件が実際的な簡略化として特定されていることを認めている。それでも、EFRAG は、この要件が一部のファクト・パターンで不必要なコストにつながると考えている。EFRAG の関係者からのフィードバックは、この問題が、「実質的な」リスク分担がある B67 項から B71 項に記載されている特性を持つ契約に関連していることを確認している。欧州の管轄区域で普及しているこれらの契約の殆どは、変動手数料アプローチの対象となる。一部の管轄区域では、この問題は一般モデルに適切な契約に関連している。これには、キャッシュ・フロー・マッチング手法が世代を超えて適用される B67~B71 に記載されている特性のない契約が含まれる。
- EFRAG は、修正遡及アプローチを適用する際に作成者が直面する実施上の課題を引き続き懸念しており、IASB が最終基準の本文で、不足している情報を概算するために必要なものを含め、推定の使用が許可されていることを確認することを奨励する。

EFRAG は、ED の修正の多くをサポートしているが、書簡に示されているいくつかの懸念事項を有している。

EFRAG は 2022 年 1 月 1 日を発効日とすることに同意しない。EFRAG は、2023 年 1 月 1 日が現実的な発効日であり、早期適用が認められるべき、と考えている。

最後に、EFRAG は、IFRS 9 金融商品のオプションの延期を延長する IFRS 4 保険契約の必要な修正は、2021 年 1 月 1 日の現在の有効期限前に欧州内での適時の承認を可能にするために、できるだけ早く、遅くとも 2020 年 6 月末までに公開する必要があると考えている。

IASB ED/2019/4 IFRS 修正案 17-EFRAG コメントレター

2019 年 9 月 24 日

IASB ED/IFRS 第 17 号の 2019/4 修正について

欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) を代表し、IASB が 2019 年 6 月 26 日に公表した公開草案 ED/2019/4 IFRS 第 17 号保険契約の修正案(「ED」)に対するコメントを申し上げる。

本書簡は、IASB のデュー・プロセスに寄与することを意図したものであり、欧州連合及び欧州経済領域における IFRS の最終基準の承認に関する欧州委員会のアドバイザーとして EFRAG が到達した結論を必ずしも示すものではない。

EFRAG は、2018 年 9 月 3 日付の書簡(「私たちの書簡」)及びその他の関係者から特定されたトピックについて検討いただいたことに対して感謝申し上げます。EFRAG はまた、IASB が、受け取った全ての懸念と批判を把握し分析するために、徹底したプロセスを行ったことを評価したい。この行動方針は、必要な時に、迅速に行動するというあなた方の意志を裏付けている。

⁴ <http://www.efrag.org/Assets/Download?assetUrl=%2Fsites%2Fwebpublishing%2FSiteAssets%2FMr.%2520Hans%2520Hoogervorst%2520letter%2520signed%2520-%2520IFRS%252017%2520Insurance%2520Contracts.pdf>

添付資料1が、EDの質問に対する我々の回答を含んでいる。EFRAGは提案されている多くの変更を支持している。ただし、EFRAGは、

- a) 除外の範囲にある「クレジットカード」という用語が、クレジットカードと同様の条件を持つデビット・カードを除外していることを懸念している。
- b) 投資リターンサービスに関するEDのパラグラフB119Bにおける要件と契約上のサービスマージンの配分への影響を懸念している。
- c) 「比例」の定義に関するテキスト案を再保険契約の経済的実質に基づいて再検討することを提案する。
- d) リスク削減オプションは、損益を通じて公正価値で金融商品にも適用されるべきであると考えている。
- e) 移行に関するリスク軽減オプションの遡及的適用は、更なる注目に値するという見解である。
- f) 公正価値アプローチを適用するにあたり、保険負債の累積OCI残高を移行時にゼロに設定するオプションは利用可能であるが、OCIを通じて公正価値で測定された資産に対する救済は利用可能ではない、ことに留意する必要がある。EFRAGは、IFRS第17号における追加的な救済が事業者の懸念を軽減すると考えている。

EFRAGは、IFRS第17号の発効日を延期するというIASBの決定を歓迎する。しかし、EFRAGは2022年1月1日を発効日とすることに同意しない。EFRAGは、早期適用を許容した上での、2023年1月1日が現実的な発効日であると考えている。

また、IFRS第9号のオプション的な延期を拡大しているIFRS第4号保険契約への必要な修正についても、現在の2021年1月1日の満了日までに欧州域内で適時に承認できるようにするために、遅くとも2020年6月末までの、可能な限り早い時期に、公表する必要があると考えている。

さらに、EFRAGは、軽微な修正に関する質問9及び用語に関する質問10に関連して、多くの問題について、構成員からインプットを受けている。これらは、IASBの検討のため、本コメントレターの添付資料3に記載されているが、EFRAGはこれらについて、この段階では見解を示していない。

添付資料2は、我々が更なる検討を必要とすると考えている2018年9月3日付の我々の書簡において提起されたトピックを扱っている。具体的には、次の通りである。

- a) EFRAGは、年次コホート要件が、IASBによって、過度に負担であるとして却下されたより原則に基づく解決策を開発することと、集計レベルの報告目的を満たすこととの間の実際的な簡素化である、と確認されたことを認識している。それにもかかわらず、EFRAGは、この要件は、いくつかのファクト・パターン、特に、他の契約の保険契約者へのキャッシュ・フローに影響を与える、又はその影響を受けるキャッシュ・フローを伴う契約において、不必要なコストにつながると考えている。EFRAGの関係者からのフィードバックにより、この問題は、IFRS第17号のパラグラフB67~B71に記載された「かなりの」リスク・シェアリングの特性を有する契約に関連するものであることが確認された。欧州の管轄区域で広く販売されているこれらの契約の殆どは、変動手数料アプローチ(VFA)に適格である。一部の管轄区域では、問題は、キャッシュ・フロー・マッチング手法が世代間で適用されているIFRS第17号のパラグラフB67-B71に記載されている特

徴のない契約を含む一般モデルに適切な契約に関連している。EFRAG は、年次コホート要件がそのような契約に妥当であるかどうかを再検討する価値があると考えており、IASB が、IFRS 第 17 号における集計要件のレベル及びその経済的特性に関する報告目的を反映して、それらに対する適切な解決策の策定を検討することを奨励する。

- b) EFRAG はまた、比較可能性の観点から、移行期に修正遡及アプローチをさらに修正することを認めない決定を行ったことにも言及している。EFRAG は依然として、作成者が直面する実施上の課題と、遡及アプローチの使用を制限する過度に厳格な解釈の可能性について懸念している。したがって、EFRAG は IASB に対し、最終基準の本文において、欠落している情報を概算するために必要なものを含め、推計値の使用が認められていることを確認するよう奨励している。EFRAG はまた、IASB が「合理的で裏付け可能な情報」という基準は、推定を行うための IAS 第 8 号で通常要求されている判断を変更するものではないことを明確にすることを提案している。

最後に、EFRAG は、作成者は、IFRS 第 17 号内の IAS 第 34 号「中間財務報告」の例外を簡素化とはみなしていないことを理解している。したがって、EFRAG は、IASB が IFRS 第 17 号の B137 を削除するか、その適用を任意とするかを検討することを奨励する。

私たちのコメントについてさらに議論したい場合は、Didier Andries、Fredré Ferreira、Sapna Heeralall、Joachim Jacobs 又は私に遠慮なく連絡して下さい。

敬具

Jean-Paul Gauzès EFRAG 議長

4—保険業界団体等からの意見

今回の修正提案に対する意見の中で、IFRS を適用している主たる保険業界団体等からの意見は、以下の通りである。

1 | グローバルな保険業界団体による共同レター

IFRS 第 17 号を適用する必要がある地域からの保険会社による 8 つの協会は、9 月 23 日に、共同で、IASB の Hans Hoogervorst 議長宛にレター⁵を送付して、IFRS 第 17 号への更なる改善を行うこと及び 2023 年 1 月 1 日に発効日を変更することを求めた。ここに、8 つの協会とは、CLHIA（カナダ生命保険健康保険協会）、ニュージーランド金融サービス協議会、韓国損害保険協会、カナダ保険局、オーストラリア保険協議会、ニュージーランド保険協議会、Insurance Europe（保険ヨーロッパ）、韓国生命保険協会、である。以前の共同レターでは、ASISA（南アフリカ貯蓄投資協会）も含まれていたが、今回は入っていない。

共同レターでは、IASB が多くの分野で改善を行ったことを認識しながら、協会は多くの重要な問題に対処していないと警告し、合理的なコストで実施できる高品質の基準を獲得するには追加の変更

⁵ <https://www.insuranceeurope.eu/sites/default/files/attachments/Global%20insurance%20industry%20letter%20on%20Exposure%20Draft%20%E2%80%93%20Amendments%20to%20IFRS%2017.pdf>

が依然として必要である、と述べた。

協会は IASB に、新しい基準に対する強力なグローバルコミットメントを確保するために必要な変更を行うのに必要な時間をかけるよう求めた。さらに、業界によって提起された重要な実施上の懸念が残っており、考慮に入れなければならない、と述べた。したがって、実施を確実に成功させるために、2023年1月1日まで、保険会社の IFRS 第 17 号（及び IFRS 第 9 号）の世界的な発効日を延期させることを求めた。

なお、今回の共同レターに参加している協会は、基本的には別途単独でも IASB 宛にコメントを提出している。

IFRS 第 17 号の修正に関する公開草案に関するグローバルな保険業界の書簡

2019年9月23日

IFRS 第 17 号を適用することが保険会社に要求されている多くの市場を代表する団体として、IASB の ED/2019/4 「IFRS 第 17 号の修正」に関する見解をご報告する。

IASB が IFRS 第 17 号「保険契約」に関する利害関係者からの懸念を考慮した努力に対して感謝する。ED の提案は多くの分野における改善を示している。しかし、多くの重要な問題が解決されておらず、合理的なコストで実施できる高品質の基準を得るためには、さらなる変更（個々の反応に示されるように）が依然として必要である。

グローバルな導入を成功させることは、投資家、アナリスト、その他のユーザーが期待する高品質な意思決定に役立つ情報を提供するために不可欠である。IASB が、新しい基準への強固なグローバルコミットメントを確保するために、基準の変更に必要な時間をかけることが重要である。さらに、業界から提起されてきた重大な実施上の懸念も残っており、考慮されなければならない。保険業界は、IFRS 第 17 号（及び IFRS 第 9 号）の導入を確実に成功させるために、世界的な発効日を 2023 年 1 月 1 日まで延期する必要があると引き続き考えている。

これまで強調してきたように、これ以上の 1 年の遅れが実施プロジェクトを過度に混乱させることはないだろう。むしろ、IASB が基準に対する必要な変更を最終化し、会社が IFRS 第 17 号に対応するために必要な規制上の変更を含む実施上の課題を管理し、したがって、自信をもって計画を立てることが可能になる。

業界は、高品質な国際財務報告基準にコミットしており、国際的な採択の成功を確実にするため、IASB に積極的に関与していくことを楽しみにしている。

2 | CFO Forum と Insurance Europe（保険ヨーロッパ）

欧州保険会社の CFO（最高財務責任者）で構成される CFO Forum 及び欧州の保険業界団体である Insurance Europe（保険ヨーロッパ）は、9月12日に、共同で、IFRS 第 17 号に対する修正 ED に対するコメントを公表⁶している。

⁶ <http://www.cfoforum.eu/downloads/CFOF-IFRS-17-ED-Comment-Letter-with-EFRAG-questions.pdf>

これによれば、このレターは、欧州最大の保険会社 23 社の考え方を代表する組織である欧州保険 CFO フォーラムと欧州保険市場の保険料収入の 95%を代表する Insurance Europe (保険ヨーロッパ) によって起草されたものであることから、欧州保険業界の総意である、と述べている。

(1) 全体的な評価

まずは全体的な評価として、以下の通り述べている。

- ・ IFRS 第 17 号「保険契約」に関する保険業界等の懸念を踏まえた検討を行い、公開草案に提案された変更に至った IASB の取組みに感謝する。本公開草案の提案は、一定のクレジットベース契約の適用範囲除外、更新時の取得費用の認識、ポートフォリオ・レベルでの資産又は負債としての保険契約の表示のような多くの領域での歓迎すべき改善を行っている。
- ・ しかし、IASB は、他のいくつかの重要な問題については修正を提案しないことを選択しており、他の問題については、あまり実効性のない修正を提案している。結果として、IFRS 第 17 号のさらなる変更が、合理的なコストで実施可能な高品質の基準を得るために必要であると考えられる。

(2) 具体的な項目についてのコメントの分類

具体的な項目のコメントについては、以下の 4 つに分類している。

1. 影響が最も大きい 3 つの問題
2. ED で提案されているが、EFRAG テストで確認された問題を完全には解決していない変更
3. 公開草案で変更が提案されていない他の問題
4. 意図しない結果をもたらす他のいくつかの変更提案

(3) 「1. 影響が最も大きい 3 つの問題」について

このうちの「1. 影響が最も大きい 3 つの問題」は、以下の通りである。

① 集約のレベル

一般的に、年次コホートの要件は、保険事業のファンダメンタルズと整合的ではないため、最低限、年次コホートを、重要な相互化を伴う変動手数料アプローチの契約や移行期の全契約に対して、用いるべきではない。

② 移行措置

修正遡及アプローチの現在の限界は、この移行方法を利用する能力を不当に制限しており、適切でない場合でも公正価値アプローチに対して、余りにも多くのデフォルトをもたらす結果になることから、修正遡及アプローチの基準は、より原則に基づくべきである。また、リスク削減アプローチ (遡及的に適用される)、移行時の OCI (一般測定モデルにおける資産と負債に整合的) 及び過去の企業結合については、移行時控除が必要である。

③ 表示

二重会計の不必要なコストが発生するので、報告頻度の違いのみに起因するグループ報告と単独報告との不整合を解消するための変更が必要である。移行時に比較対象を提示するという要件を、IFRS 第 9 号と整合させ、実施に要する時間とコストをさらに軽減するために、削除すべきである。

(4) 発効日について

発効日に関しては、「2022年の発効日を維持する必要があると考えている会社もある一方で、業界の多くの会社は、保険会社のIFRS第17号及びIFRS第9号の世界的な発効日を2023年1月1日まで延期する必要があると考えている。」と述べている。

公開草案 ED/2019/4 17(「公開ドラフト」)に対する意見

2019年9月12日

この書簡は、欧州最大の保険会社23社の考え方を代表する組織である欧州保険CFOフォーラム(「CFOフォーラム」)と欧州保険市場の保険料収入の95%を代表するInsurance Europeによって起草された。したがって、これは欧州の保険業界の総意である。

我々の会員は、保険契約会計の高品質な基準を引き続き支持し、IFRS第17号「保険契約」の早期のEFRAGテストに多大な貢献をしてきた。2018年7月、CFOフォーラムは、EFRAGフィールドテストの際にメンバーによって特定された重要な問題をまとめ、2018年10月には、基準への軌道変更提案を通じてこれらの問題の解決策を提案した。

IFRS第17号「保険契約」に関する保険業界等の懸念を踏まえた検討を行い、公開草案に提案された変更に至ったIASBの取組みに感謝する。本公開草案の提案は、一定のクレジットベース契約の適用範囲除外、更新時の取得費用の認識、ポートフォリオ・レベルでの資産又は負債としての保険契約の表示、のような多くの領域での歓迎すべき改善を行っている。しかし、IASBは、他のいくつかの重要な問題については修正を提案しないことを選択しており、他の問題については、あまり実効性のない修正を提案している。結果として、IFRS第17号のさらなる変更が、合理的なコストで実施可能な高品質の基準を獲得するために必要であると考えられる。

この関連で、我々は、公開草案2019/4「IFRS第17号の修正」に対するコメントの機会を歓迎する。

本書簡の添付資料には、公開草案に関するIASBへの回答、IASBに対するEFRAGのコメント草稿に対するコメント、及びEFRAGがその構成員に対して提起した質問に対する回答が含まれる。添付資料中のコメントは、我々が以前に伝達した影響が最も大きい3つの問題、公開草案で提案されているが、EFRAGテストで特定された問題を完全には解決していない変更、公開草案で変更が提案されていない他の問題、意図しない結果をもたらす他のいくつかの変更提案をカバーしている。さらに、添付資料のコメントは、発効日の提案も含んでいる。

影響が最も大きい問題

プロジェクトのこの段階における根本的な変化の限界を認識しつつ、高品質な会計基準に向けて継続的に取り組む努力の中で、我々は既に、我々のメンバーの間で最も広く受け入れられており、かつ、基準の実施の運用上の複雑さ及びコストに最大の影響を及ぼす3つの問題を強調してきた。我々は、公開草案の提案によって解決されなかったこれら3つの問題を以下に要約した。

- ・**集約のレベル**—一般的に、年次コホートの要件は、保険事業のファンダメンタルズと整合的ではないため、最低限、年次コホートを、重要な相互化を伴う変動手数料アプローチの契約や移行期の全

契約に対して、用いるべきではないと考える。これにより、結果に大きな影響を与えることなく、運用上の複雑さが大幅に軽減される。詳細については、質問 3 の回答を参照して下さい。

- ・**移行措置**—修正遡及アプローチの現在の限界は、この移行方法を利用する能力を不当に制限しており、適切でない場合でも公正価値アプローチに対して、余りにも多くのデフォルトをもたらす結果になると考えられる。我々は、修正遡及アプローチの基準は、より原則に基づくべきであると考ええる。また、リスク削減アプローチ（遡及的に適用される）、移行時の OCI（一般測定モデルにおける資産と負債に整合的）及び過去の企業結合については、移行時控除が必要と考えている。詳細については、質問 8 の回答を参照して下さい。
- ・**表示**—二重会計の不必要なコストが発生することから、報告頻度の違いのみに起因するグループ報告と単独報告との不整合を解消するための変更が必要であると考えている。さらに、IFRS 第 9 号と整合させ、実施に要する時間とコストをさらに軽減するためには、移行時に比較対象を提示するという要件を削除すべきであると考ええる。詳細については、質問 5 の回答を参照して下さい。

これら 3 つの問題に関する我々の詳細なコメントは、添付資料に含まれている。

特定された問題を完全には解決しない公開草案における変更提案

また、添付資料において、特定された問題を解決しない公開草案の変更提案についてもコメントした。この点で、私たちは次のことを強調したい。

- ・リスク軽減は保険事業の重要な要素である。このため、添付資料における我々のコメントは、デリバティブ以外の金融商品を含み、変動手数料アプローチで計上される契約のみならず、全ての保険契約に適用されるものとすべく、リスク削減オプションの延長を提案している。詳細については、質問 6 の回答を参照して下さい。
- ・我々は、公開草案における比例再保険の会計処理の変更提案の目的を歓迎するが、我々は、提案された比例の定義が実際にはほとんど緩和をもたらさず、なお、重大な会計上の不整合をもたらすことを懸念する。詳細については、質問 4 の回答を参照して下さい。
- ・我々は、投資リターンサービスに関する提案された修正案が、契約の解約や移転ができないため、保険や投資リターンサービスを含むが基準を満たしていない経済的に類似した商品を捕捉していないことを懸念する。我々の見解では、投資リターンサービスの認定基準案は、更なる検討が必要である。詳細については、質問 3 の回答を参照して下さい。

公開草案で変更が提案されていないその他の問題

また、EFRAG のフィールドテストで特定された重要な問題のうち、公開草案の提案では取り上げられていないその他の問題についても、添付資料でコメントした。これらのコメントは、「その他の問題」のセクションの関連する質問に対する回答に含まれている。

意図しない結果をもたらす他の変更提案

さらに、我々は、意図しない結果をもたらす公開草案において提案された修正を特定した。これらには、例えば、変動手数料アプローチの適格性を評価すべき水準に関するガイダンスの修正が含まれ

る。これは、実施プログラムの中断をもたらす重大な変更である。詳細については、質問 9 の回答を参照して下さい。

提案された発効日

欧州の保険会社は、現在提案されている発効日（2022 年 1 月 1 日）に従って、IFRS 第 17 号を実施するために懸命に努力している。しかし、基準に必要な改善を行うために必要な時間と高品質な実施に必要な時間の両方に関して、厳しい期限に重大な懸念がある。欧州の承認プロセスは、2021 年後半までは承認された基準にはならない可能性が高く、これは大きな不確実性を生み出す。我々は、これが単に欧州の承認の問題であるとは考えておらず、我々は、承認された基準について一貫した世界的な発効日が存在すべきであると強く確信している。上記を考慮して、2022 年の発効日を維持する必要があると考えている会社もある一方で、業界の多くの会社は、保険会社の IFRS 第 17 号及び IFRS 第 9 号の世界的な発効日を 2023 年 1 月 1 日まで延期する必要があると考えている。

以上をまとめると、我々は、公開草案で提案された変更が大きな改善であることを歓迎するが、更なる変更（上記及び添付資料に記載されている）がなお必要であると考え。これらの残された問題を解決するためのインプットを提供する機会を得られたことに感謝する。また、これらについてさらに詳しくご検討いただければ幸いです。

3 | GDV（ドイツ保険協会）

GDV も基本的には、CFO Forum と Insurance Europe（保険ヨーロッパ）に準じた意見を述べているが、国の特性を反映した意見ともなっており、そのカバーレターでは、特に以下の点が述べられている。

- ・再保険契約の会計上の問題に関しては、我々が強く支持するその意図された目的を完全に達成するために必要な修正案のさらなる微調整がまだ残っている。そうでなければ、比例再保険の重要な形態は、新しい比例の定義、例えば、限度付き割当株やキャップ・アンド・サープラス契約などでカバーされない。
- ・IFRS 第 17 号の発効日を 1 年間のみ延期する提案を歓迎し、その審議会の根拠を共有する。したがって、適格保険者に対する IFRS 第 9 号の平行的な延期は正しい措置である。しかし、我々はまた、公開協議段階の後、IFRS 第 17 号の発効日のさらなる延期を回避するためには、IASB レベルで更に的を絞った規律ある手続が不可欠であると考え。これに関して、これ以上の不確実性は、進行中の全ての実施プロジェクトにとって非常に破壊的で費用がかかるため、回避すべきである。
- ・VFA（変動手数料アプローチ）契約及び移行日の保有契約に係る年次コホート要件に関する残りの懸念、中間財務諸表に関する懸念、及び最終的に IFRS 第 17 号への移行に伴う比較情報の強制的な再表示に関する懸念については、提示された期間内に対応することが可能であり、また対応すべきであると考え。我々は、これらの残された問題を解決するためにアプローチすることは、概念的に適切であると同時に、IFRS 第 17 号の要件を適時に適用するためのシステムの導入によって現在困難に直面している全ての保険会社に対して、時間的・コスト的に大きな救済を提供するための

実利的な措置であると考えている。

このように、GDVは会員会社の意向を反映する形で、例えば発効日について、他の保険業界団体とは異なり、さらなる1年間の延期を要望していない。

4 | ABI (英国保険協会)

ABIも基本的には、CFO ForumとInsurance Europe(保険ヨーロッパ)に準じた意見を述べているが、ドイツと同様に国の特性を反映した意見ともなっており、そのカバーレターでは、特に英国の状況を鑑みて、以下の点が述べられている。

①過度な適用制限の存在

- ・投資リターンサービスに関して、多くの英国の契約は、承認基準を満たしていないが、経済的には、全契約期間にわたって投資収益サービスを提供しているため、それらの契約と非常に類似している。しかし、それらの契約は異なる方法で会計処理され、異なる収益発生パターンを示し、ED提案の実施は非常に複雑である。
- ・再保険—不利な契約—に関して、EDにおいて比例保障を提供する再保険契約が定義されている方法のため、その提案は英国における殆どの再保険契約では機能しない。
- ・リスク軽減に関して、英国の保険会社のリスク軽減戦略には、金融リスクだけでなく非金融リスクも移転するための再保険契約の使用、金融リスクを管理するためのデリバティブ以外の金融商品の使用も含まれる。さらなる修正が行われない場合、重大な会計上の不一致が生じることになる。

②懸案事項に対する提案の欠如

- ・英国の保証年金オプションを有する有配当契約について、これらの契約の最初の累積段階では、変動手数料アプローチの開始時からの適用が適切だが、契約を年金支払段階に移行させるオプションが行使された場合は、適用されなくなる。
- ・英国の保険契約者税について、投資リターンの保険契約者持分に帰属する税金をカバーするために発生する剰余金は、契約上のサービスマージンの一部として報告されるため、報告される利益は、保険契約者及び株主に帰属する税金の総額となる。また、利益の認識とそれに伴う税額の時期が一致しないリスクがある。

③発効日

- ・IFRS第17号の発効日を延期し、保険者のためのIFRS第9号の発効日を整合させるというEDの提案を歓迎する。しかし、欧州における採択が2023年になる可能性という重大なリスク、残された技術的課題の十分な解決の必要性、継続中の実施上の課題、市場の準備期間について、延期間の長さを決定する上での確実性の必要性を、IASBがさらに考慮することを強く要望する。これは、IFRS第17号がもたらすであろう相当新しい実績報告への英国市場におけるコミットメントの円滑な移行を達成するために必要である。したがって、新たな発効日は、グローバルに一貫した基準で2023年とすべきであると考えられる。

5—その他の関係団体等からの意見

今回の修正提案に対する意見は、IASB の Web サイトで確認⁷できるが、119 の個人や団体からの意見が寄せられている。その中で今回の修正提案に対するその他の関係団体等からの、意見は以下の通りである。

1 | IAIS（保険監督者国際機構）

IAIS は、まずは「新しい保険契約の基準は、保険会計のグローバルなコンバージェンスを促進するものであり、これにより財務報告の一貫性と比較可能性が向上し、結果として市場規律がより効果的になり、金融の安定性が高まることになる。」とし、今回の修正 ED に関するコメントについては、「ED の範囲内のプルデンシャルな懸念事項に限定することを選択している。IAIS は、IASB の ED の提案に基本的な異議を唱えていない。」と述べている。

さらに、「ED が国際基準に関連する実施努力を容易にする多くの簡素化を提供することを評価する。」とし、「提起された懸念はさらなる公開草案を正当化するには十分な大きさではないと考えている。これに加えて、IAIS は IASB に対し、実務的に可能な限り早期に高品質な基準を最終化することを目的として、提起された全ての重要な懸念事項に対処するために受け取った回答を注意深く検討することを求める。」と述べている。

2 | EIOPA（欧州保険年金監督局）

EIOPA は、まずは 2018 年 10 月に自らが行った IFRS 第 17 号についての分析⁸（これについては、基礎研レポート「[IFRS 第 17 号\(保険契約\)を巡る動向について\(1\)－各国の実施延期を求める動き及び IFRS 導入の影響分析等一](#)」（2018.12.21）で報告済）に基づいて、「IFRS 第 17 号に基づいて作成された保険者の財務諸表の透明性と比較可能性が高まると予想されることは、保険者のビジネスモデルに対するより良い洞察を提供し、欧州経済領域（EEA）の金融安定性を強化する可能性がある。」とし、「IFRS 第 17 号の実施は、欧州の公益にとって有益である」と述べている。

また、今回の修正 ED に関しては、「適用される割引率及びリスク調整の決定に関する IFRS 第 17 号の原則に関して提起された留保事項について、これらの留保事項は、企業固有のインプットを許容する適切な水準を超えている可能性があり、その結果、大きく異なるかつ潜在的に比較不能な結果をもたらす可能性があるが、IASB が対処しないことを決定したことを理解する。」と述べている。そして「実際の実施状況をモニターし、実施後のレビューにおける評価テーマとして、割引率やリスク調整の決定を記録することを提言する。」としている。

また、「適切な集計レベルを決定し、保険契約の収益性を測定する上で、より原則に基づくアプローチを支持する。EIOPA の観点からすると、年次コホートによる集計は、実施後のレビューにおいて基準の効率性を評価するための重要な領域である。」としている。

⁷ <https://www.ifrs.org/projects/work-plan/amendments-to-ifs-17/comment-letters-projects/ed-amendments-to-ifs-17/#comment-letters>

⁸ https://eiopa.europa.eu/Publications/Reports/EIOPA-18-717_EIOPA_Analysis_IFRS_17_18%2010%202018.pdf

3 | ESMA (欧州証券市場監督局)

ESMA は、例えば以下のコメントを述べており、関係者から提起されている課題については、必要に応じて、IFRS 第 17 号の導入後のレビュー等を通じて、さらに検討していくことを提案し、発効日の 1 年延期をさらに遅らせることに対しては強く反対している。

- ・実績報告の以下の主要な目的を追求するために必要な、年次コホート規定を含む集計要件の水準の修正を提案しないとの IASB の決定を支持する。(i) サービスが提供された時に保険契約の収益を認識する、(ii) 保険会社が損失が予想されると決定するとすぐに、不利な契約の損失を認識する、(iii) 収益性の変化に関するタイムリーな情報を報告する。しかしながら、これらの目的を追求しつつ、これらの要件の有効性及び効率性を改善できることを示す更なる証拠が得られた場合には、我々は、IASB に対し、IFRS 第 17 号の導入後レビューの一環として、あるいは可能であれば、基準の適時な導入に影響を及ぼすことなく、それ以前に IASB がそれを検討することを推奨する。
- ・金融情報の利用者に、保険契約に関するより透明で関連性のある情報を提供するために対処すべきである 2 つの具体的な提案に関するいくつかの懸念を確認した。

① 基礎となるビジネス慣行の経済性をより良く反映させるために、将来の契約更新に関連する保険契約獲得キャッシュ・フローのための資産を認識するとの提案の妥当性を認識する一方で、基準において重要な判断の追加的要素を導入することを懸念する。したがって、我々は、提案された要件の実施における恣意的な判断の範囲を縮小するために、更新の定義及び将来の契約更新に対する保険契約キャッシュ・フローの配分に関する方法論について、IASB がガイダンスを提供することを強く提案する。

② 保有する再保険契約と関連する元受保険契約の経済的整合性を反映したモデルの開発に同意する。ただし、提案されたアプローチは、より大きな損失の認識をより長期的にシフトさせつつ、再保険を締結することのメリットを直ちに認識させるリスクがあることに留意している。したがって、適時に実行可能であれば、提案がより正確なマッチングをどのように確保できるかについて、IASB が再検討することを推奨する。このような時宜を得た解決策が存在しない場合には、新しい基準の実施経験に基づいて、IASB は、保険契約と再保険契約の整合性の改善された表示が一経済的に関連している場合に一どのようによりよく表現されているのかを、後の段階で検討することを推奨する。

- ・ESMA は、提案された修正から生じる不確実性に対処することを意図した IFRS 第 17 号の発効日の 1 年延期提案を支持する。しかしながら、発効日の更なる延期は想定されないことを強く勧告する。同様に、IFRS 第 17 号との整合的な適用を確保するために、IFRS 第 9 号からの暫定的例外の適用期間を 1 年延長することを支持する。しかしながら、IFRS 第 9 号の適用をこれ以上遅らせないことを強く推奨する。これ以上の延期は、保険業界で活動している発行体によって保有される金融商品の重要な残高について、特に信用リスクに関しての、より良い情報の提供を妨げることになる。

6—IFRS 第 17 号を巡るその他の動向

この章では、今回の IASB による IFRS 第 17 号の修正に関する ED への意見とは独立して、IFRS 第 17 号を巡るその他の動向のうち、IFRS を実質的に採択しているオーストラリアとカナダの保険監督当局における動きについて報告する。

1 | オーストラリアの保険監督当局 APRA の対応

オーストラリアの保険監督当局である APRA（オーストラリア健全性規制庁）は、9月27日に、保険会社宛に書簡⁹を送って、IFRS 第 17 号のオーストラリア版である AASB 第 17 号を健全性資本及び報告の枠組みに統合するアプローチについて協議している。協議は 11 月 22 日まで行われる。

また、生命保険及び損害保険会社は、生命保険及び損害保険資本（Life and General Insurance Capital Standards : LAGIC）制度に従っているが、民間の健康保険会社の資本ルールは開発中であり、APRA はこの部門の AASB 第 17 号へのアプローチを検討している。

(1) リスク軽減のための実施準備

APRA は AASB 第 17 号への移行に伴うリスク軽減のため、AASB 第 17 号への準備に関する情報を保険会社に要求しており、11 月 8 日までに回答することを求めている。

(2) レビューアプローチ

APRA は以前、2020 年半ばに確定する予定である国際会計の枠組みがより確実になるまで、規制資本と報告に対する詳細なアプローチを決定しないと述べていたが、利害関係者は、慎重な取り扱いと APRA の報告要件の側面を明確にすることを求めてきていた。APRA は、この書簡を皮切りとして、AASB17 統合への指標となるアプローチに関する最新情報を提供することを提案している。

(3) 健全な枠組みへの統合時期

APRA は、AASB 第 17 号の発効日が 2022 年 1 月であると仮定して、保険会社が 2023 年 7 月 1 日から AASB 第 17 号ベースの規制資本要件の報告と決定を開始することを提案している。なお、保険会社が 2023 年 7 月 1 日の APRA が示した開始日より前に AASB 第 17 号を採用する場合、保険会社は、引き続き既存の健全性及び報告基準に基づいて、規制資本を決定し、規制報告書を提出しなければならない。

(4) 具体的な項目についての方向性（例）

APRA は、統合計画のいくつかの側面を概説している。生命保険固有の項目については、例えば、以下のような方向性が示されている。

- ・資本費用の較正については、AASB 第 17 号の統合による意図しない結果に対処するために、LAGIC の枠組みでのリスク費用の再較正が必要かどうかを検討する。これは、AASB 統合に関連する多くの調整が、自己資本基準の決定及び健全性資本要件の計算に影響を与えるという見解を反映している。
- ・割引率については、規制上の自己資本を決定するために、保険会社に特定のリスクフリー割引率を

⁹ https://www.apra.gov.au/sites/default/files/letter_-_information_request_and_consultation_on_directions_for_integration_of_aasb_17_insurance_contracts_into_the_capital_and_reporting_framework_for_insurers.pdf

適用することを引き続き要求する。APRA の見解では、慎重な資本結果を達成するためには、容易に実現可能な資産から得られる収益を反映し、信用リスクのないこれらのレートに基づいて負債を評価することが引き続き適切である。また、オーストラリアの契約債務については、英連邦政府証券の利回りを、保険会社の資本ベースと所定の資本額を決定するための安全率として維持することを意図している。外貨建契約債務については、契約債務通貨及びカウンターパーティ・グレード 1 の流動性の高いソブリンリスク証券の利回りを基準としたリスクフリー金利の適用を保険会社に求める要件を維持しようと考えている。APRA はさらに、規制上の自己資本を決定するために適用される利回りに内在する信用リスクや非流動性に対する準備金を除去するための調整を保険会社に求め、割引率の決定に関する情報を APRA に提供することを期待している。

2 | カナダの保険監督当局 OSFI の対応

カナダの保険監督当局である OSFI（金融機関監督庁）は、保険資本の枠組みに関する以下のガイドライン A を IFRS 第 17 号に整合させるために、その改訂を検討している。

- ①生命保険会社向けの生命保険資本適正テスト（LICAT）
- ②損害保険会社向けの最低資本テスト（MCT）

OSFI は、8 月 13 日に、連邦規制下の保険会社に書簡¹⁰を送付して、「IFRS 第 17 号に関する OSFI の活動」に関する情報を提供している。これによれば、OSFI は、IASB が IFRS 第 17 号の修正を承認し、カナダ会計基準審議会がそれらを公認プロフェッショナル会計士カナダハンドブックに組み込む場合、公に揭示された勧告を修正し、2018 年 6 月 27 日に発行された書簡¹¹で概説された作業の進捗のタイムラインを更新すると述べた。

さらに、OSFI は、2019 年秋に、保険会社と会計方針の選択について協議し、会社のポジションを理解し、カナダの業界全体で IFRS 第 17 号の適用に一貫性及び／又は比較可能性があるかどうかを判断する、としている。

OSFI は、IASB が新しい発効日を承認する場合、2020 年 6 月に別の直接協議を追加する予定で、直接協議は、最終に近い LICAT 及び MCT 2022 年ガイドライン、フォーム、及び QIS 2 を対象とし、全体的な資本への影響、及び調整又は移行措置の必要性を判断する、としている。また、OSFI は、2021 年に LICAT 及び MCT 2022 年ガイドラインを完成させる予定としている。

一方で、OSFI は 2019 年 11 月に規制リターンの草案について協議し、2020 年 6 月までにそれらを確定する予定である。

7—まとめ

以上、今回のレポートでは、「IFRS 第 17 号(保険契約)の修正」に関する ED に対する関係者の意見及び

¹⁰ OSFI の連邦規制の生命保険及び損害保険会社宛書簡「IFRS 第 17 号に関する OSFI の活動」
<http://www.osfi-bsif.gc.ca/Eng/fi-if/in-ai/Pages/ifrs17-let.aspx>

¹¹ OSFI の連邦規制の生命保険及び損害保険会社宛書簡「IFRS 第 17 号の LICAT 及び MCT 2021 レビュー」
http://www.osfi-bsif.gc.ca/Eng/fi-if/in-ai/Pages/licatmct_let.aspx

IFRS 第 17 号を巡る動向のうち、オーストラリアとカナダの保険監督当局における動きについて報告してきた。

IFRS 第 17 号については、今回のコメントを踏まえて、さらに IASB での議論が行われていくことになる。最終的には、2020年半ばに確定することが予定されている。一方で、これに併せて、EFRAG 等の利害関係者による IFRS 第 17 号の採択に向けた検討も進められていくことになる。

ところが、今回の修正 ED に対しても、EFRAG や保険業界団体から、多くの修正やさらなる明確化等を求めるコメントが寄せられている。さらには、保険業界団体だけでなく、EFRAG からも、発効日のさらなる 1 年の延期(元々予定されていた発効日からの 2 年延期)が提案されている。こうした意見を踏まえて、IASB がどのような対応を行っていくのか、それに対して関係者がどのような反応を示していくのか、が注目されていくことになる。

IFRS 第 17 号については、日本の保険会社も大きな影響を受ける可能性がある会計基準であることから、今後の動向については引き続き注視していきたい。

以 上